

高松市監査委員告示第28号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年10月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	坂	下	且	人

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	R7	R8.2.27	第6号	指摘【重点】	郵便はがきの適正な管理について	P4	教育局	高松第一 高等学校	R8.8.26

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 【重点】 …… 「令和7年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和7年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	令和8年2月27日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	郵便はがきの適正な管理について		
指 摘 の 内 容	郵便はがきについては、高松市物品会計規則に基づき、受払票により整理するとともに、月報を毎月作成し、翌月10日までに会計管理者に提出するなど、適正に管理されたい。		
公表文該当 ページ	P4		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年8月26日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件指摘事項に係る郵便はがきについては、令和8年4月から、同月1日の高松市物品会計規則の一部改正により定められた受払票の様式により整理するとともに、毎月、受払月報を作成した上で、会計管理者に提出するなど、適正に管理している。